

SBI-PIMCO ジャパン・ベターインカム・バランス・ファンド

愛称 ベタイン・バランス

追加型投信/内外/資産複合

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産 (投資信託証券(資産複合 (株式・債券)資産配分変更型))	年1回	グローバル (日本含む)	ファンド・ オブ・ ファンズ	あり (フルヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- ・本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ・この目論見書により行う「SBI-PIMCO ジャパン・ベターインカム・バランス・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成29年8月1日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成29年8月17日に発生しております。

委託会社[ファンドの運用の指図等を行います。]

SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号 関東財務局(金商)第2912号

設立年月日:2015年12月7日

資本金:150百万円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:69,195百万円

(2017年6月末現在)

↓照会先



※番号はおかけ間違いのないようご注意ください

03-6229-0147 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)



ホームページの閲覧はこちら

<http://www.sbibim.co.jp/>

受託会社[ファンド財産の保管・管理等を行います。]

三菱UFJ信託銀行株式会社

- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、左記委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページに掲載しています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者のご意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は、信託法(平成18年法律第108号)によって受託会社において分別管理されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドの特色

《主要投資対象》

- ・ 投資対象ファンド^{※1}への投資を通じ、日本債券の運用により安定性を保ちながら、機動的な資産配分比率の見直しにより、より安定的かつ高いリターンの獲得を目指します。
- ・ 主要投資対象である「ピムコ・ケイマン・ジャパン・コアプラス・ストラテジー・セグリゲイテッド・ポートフォリオクラス X」は、ピムコジャパンリミテッド^{※2}が運用を行います。

※1 投資対象ファンドについて、詳しくは、P5「投資対象ファンドの概要」をご参照ください。

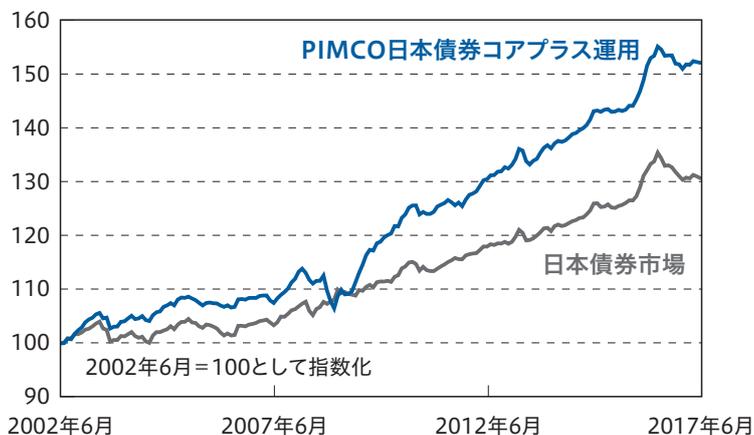
※2 ピムコジャパンリミテッドは、債券運用に高い専門性を有する資産運用会社であるPIMCO (Pacific Investment Management Company LLC) グループの日本拠点

1 主に日本債券および日本株式に分散投資を行います

債券部分では、主に世界最大級の債券運用残高を有する資産運用会社PIMCOが運用する『PIMCO日本債券コアプラス運用*』に投資します。

- ・ 『PIMCO日本債券コアプラス運用』は、日本債券に加え、収益の源泉を外国債券まで拡大した運用です。
- ・ 幅広い投資対象を持ちつつも、ポートフォリオのリスクは日本債券の市場平均並みにコントロールします。
- ・ PIMCOのグローバルなマクロ経済分析能力と、ボトムアップでの緻密な銘柄分析能力を最大限に活用した日本債券運用で、15年を超える長期にわたる運用実績を有します。

PIMCO日本債券コアプラス運用のパフォーマンス



期間:2002年6月末~2017年6月末

出所:ブルームバーグ、PIMCO日本債券コアプラス運用:2002年6月末より運用する日本債券コアプラス運用の個別口座(税引前分配金再投資後、費用控除前ベース)、日本債券市場:野村BPI総合インデックス

* 実際の投資は、投資対象ファンドである「ピムコ・ケイマン・ジャパン・コアプラス・ストラテジー・セグリゲイテッド・ポートフォリオクラス X」への投資を通じて行います。
上記PIMCO日本債券コアプラス運用のパフォーマンスは、2002年2月より運用するPIMCO日本債券コアプラスの個別口座の実績をご参考までに示したもので、「ピムコ・ケイマン・ジャパン・コアプラス・ストラテジー・セグリゲイテッド・ポートフォリオクラス X」の運用実績ではありません。

株式部分では、流動性の高い株式先物を活用します。

- ・ 株式への投資は、投資対象ファンドである「SBIアロケーションファンド(適格機関投資家専用)」を通じて行います。
- ・ 株式への投資は、流動性の高い日経平均株価に連動する先物を通じて行います。

ファンドの目的・特色

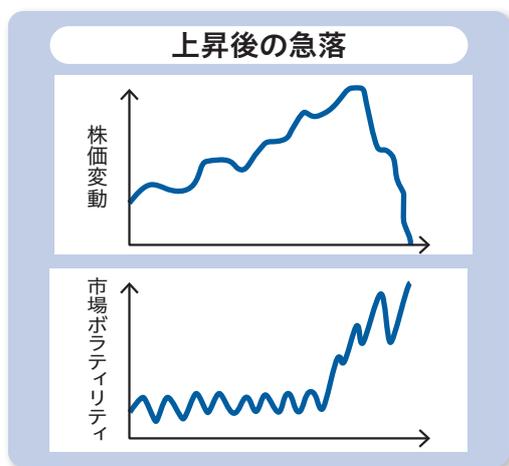
2 日本債券への投資比率を高位に保ちつつ、市況に応じて日本株式への投資比率を調整します

日本債券運用で安定性を保ちつつ、市場分析に基づいたルールベースの運用で、株式にも投資を行います。

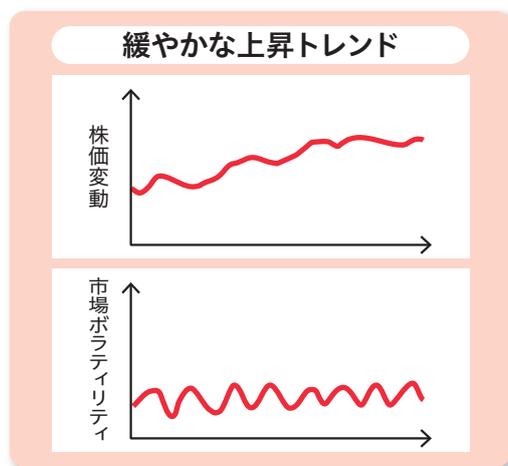
配分変更ルールの特徴

- ・ 市場変動が高まる可能性がある局面では株式への投資比率を削減し、債券運用に重点
- ・ 市場の安定がみられる局面では株式への投資を拡大

リスクが高まる局面のイメージ図

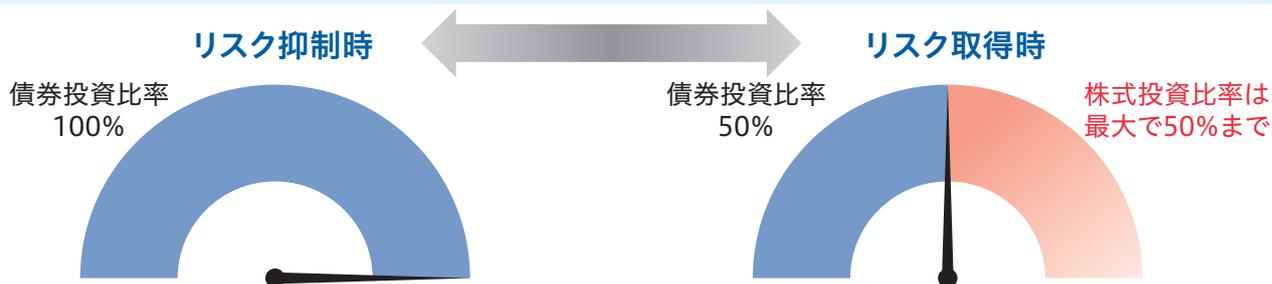


市場の安定局面のイメージ図



※上記はイメージ図です。
※具体的なルールの作成は、SBI bonds・インベストメント・マネジメントが行います。
※資金動向、市場変動等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資証券への投資を通じて、実質的な株式投資比率を0～50%の範囲で調整します。



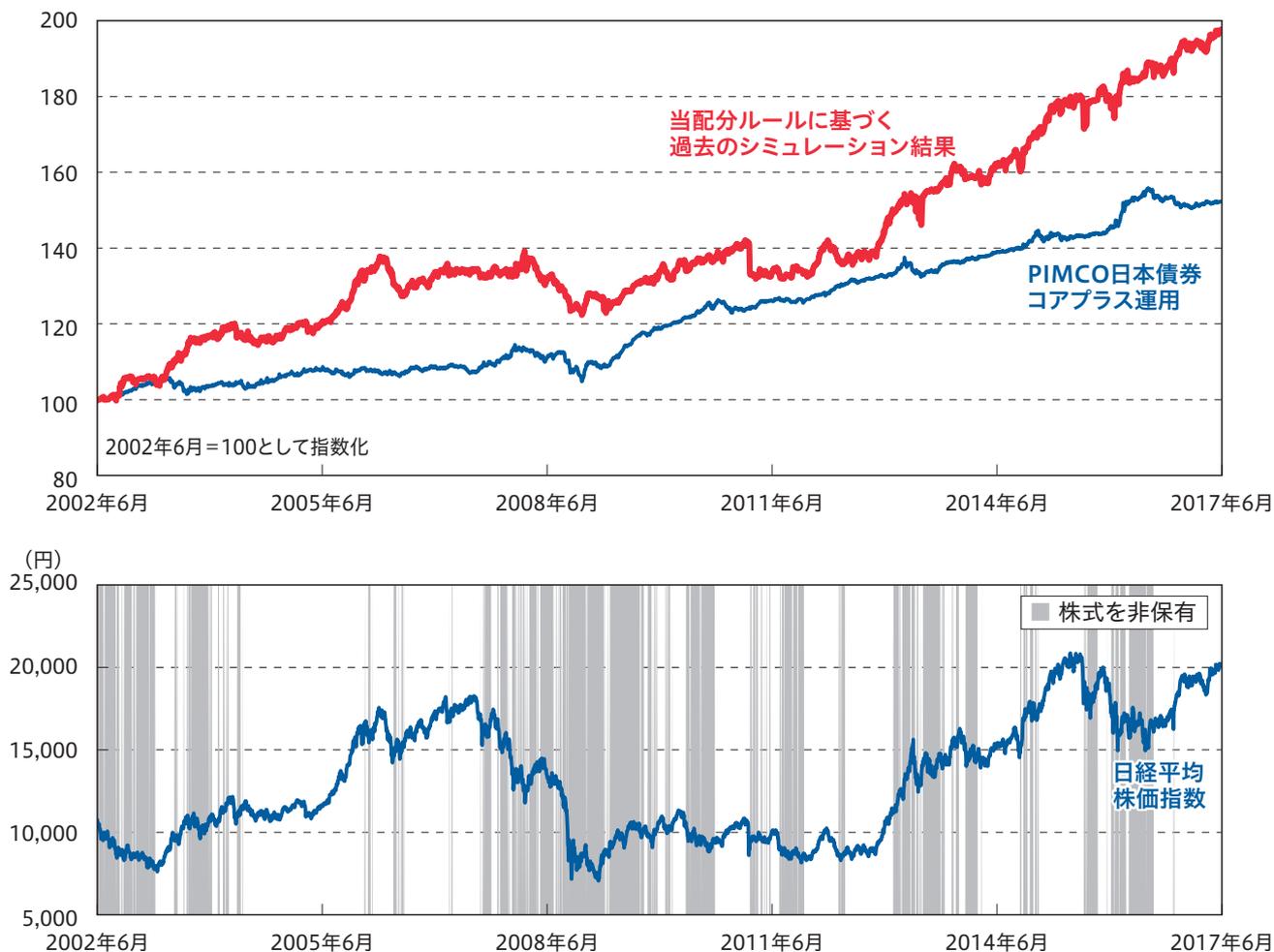
- ・ 投資対象ファンドへの配分比率は、以下のとおりとすることを基本とします。
 - ▶ 国内の公社債および外国債券を主要投資対象とする投資信託証券への配分比率:70%程度
 - ▶ 国内の公社債、短期金融資産、長期国債先物等および株価指数先物を主要投資対象とする投資信託証券への配分比率:30%程度
- ・ 投資配分比率には一定の変動許容幅を設け、一定以上かい離れた場合にはリバランスを行います。また、市況動向等の変化に応じて、投資配分比率の見直しを行う場合があります。
- ・ 国内の公社債、短期金融資産、長期国債先物および株価指数先物を主要投資対象とする投資信託証券において、債券および株式の資産配分比率の変更が行われます。

ファンドの目的・特色

3 多様な市場環境の中で、長期的な信託財産の成長を目指します

債券を高位に保つことで投資元本の保全性を意識しつつ、タイミングを捉えた株式投資を行うことで、多様な市場環境への対応を図ります。

シミュレーション結果



期間：2002年6月末～2017年6月末

出所：ブルームバーグ、PIMCOのデータをもとにSBI bond・インベストメント・マネジメントが作成

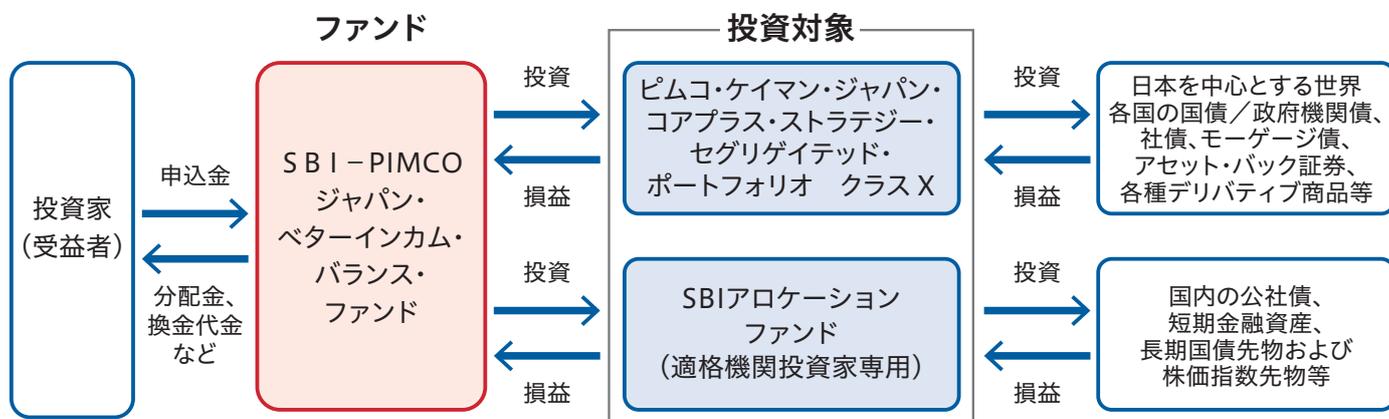
日本株：日経平均225株価指数トータルリターンインデックス。実際の投資は、「ピムコ・ケイマン・ジャパン・コアプラス・ストラテジー・セグリゲイテッド・ポートフォリオ クラス X」への投資を通じて行います。上記PIMCO日本債券コアプラス運用のパフォーマンスは、2002年2月より運用するPIMCO日本債券コアプラスの個別口座の実績をご参考までに示したもので、「ピムコ・ケイマン・ジャパン・コアプラス・ストラテジー・セグリゲイテッド・ポートフォリオ クラス X」の運用実績ではありません。

※資金動向、市場変動等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

《ファンドの仕組み》

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資家の皆さまからお預かりした資金を他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。



《主な投資制限》

- ・ 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ・ デリバティブの直接利用は行いません。
- ・ 株式への直接投資は行いません。
- ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

《分配方針》

毎年8月30日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。分配金は決算日から起算して5営業日以内に支払いを開始します。

- ・ 分配対象額の範囲
経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・ 分配対象額についての分配方針
委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
- ・ 留保益の運用方針
収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

追加的記載事項

《投資対象ファンドの概要》

●ピムコ・ケイマン・ジャパン・コアプラス・ストラテジー・セグリゲイテッド・ポートフォリオ クラス X

実質的な主要投資対象	日本を中心とする世界各国の国債／政府機関債、社債、モーゲージ債、アセット・バック証券、各種デリバティブ商品等
投資方針	主に日本債券を投資対象としながら、一部外貨建債券への投資等も通じて、債券のインカム収入だけでなく、キャピタルゲインも含めたトータル・リターンを最大化することを目的とします。当ファンドのベンチマークは、NOMURA-BPI総合指数とします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none">・ベンチマークはNOMURA-BPI総合とし、デュレーションはベンチマーク比±60%とします。・通貨エクスポージャーについては、日本円は95-105%、その他の通貨は各通貨とも±5%とします。・平均格付けA-以上、個別証券はB-格付以上、ただしBBB-未満の投資割合は総資産額の10%までとします(格付はムーディーズ、S&P、フィッチ、R&I、JCR格付の中で最も高い格付けとします。また、格付がない場合はPIMCOが判断する格付とします。)・1銘柄・1発行体当たり総資産総額の10%まで組入れ可能とします(但し、国債・政府機関債等は対象外)。・新興国債券は上限10%とします。
収益分配	原則として年1回分配を行う方針です。
投資運用会社	パシフィック・インベストメント・マネジмент・カンパニー・エルエルシー(PIMCO)
信託報酬等	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用・手数料	税金、法律関係の費用、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料、設立費用、保管費用、借入金・立替金の利息等がかかる場合があります。

●SBIアロケーションファンド(適格機関投資家専用)

実質的な主要投資対象	国内の公社債、短期金融資産、長期国債先物および株価指数先物を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none">・主として、国内の公社債、短期金融資産、長期国債先物および株価指数先物に投資を行い、信託財産の中長期的な成長と安定した収益の確保をめざします。・債券および株式の資産配分比率は、市況環境等に基づき機動的に変更します。・市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none">・株式への投資割合は、転換社債の転換および新株予約権の行使等により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。・投資信託証券(上場投資信託証券を除きます)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます)の利用は行ないません。・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	原則として年2回分配を行う方針です。
委託会社	SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社
信託報酬等	純資産総額に対し年率0.035%(税抜き)
信託財産留保額	ありません。
その他の費用・手数料	税金、法律関係の費用、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料、設立費用、保管費用、借入金・立替金の利息等がかかる場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、公社債および株式など値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。価格変動幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等によって異なります。したがって、元本が保証されているものではありません。ファンドの運用による損益は、すべて投資家(投資者)の皆様に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因

価格変動リスク	一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。本ファンドは株式の価格が下落した場合、基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。
金利変動リスク	公社債の価格は、一般に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇します。したがって、金利が上昇した場合には、基準価額の下落要因となります。
信用リスク (デフォルト・リスク)	一般に発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはそれが予想される場合には、当該公社債および株式等の価格が大幅に下落し、ファンドの基準価額の下落要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨資産について、当該外貨の為替レートが円高に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。なお、当ファンドは原則として為替ヘッジを行い、為替変動のリスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、日本円の金利が対象通貨建ての金利より低い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストが発生します。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、更新に沿った運用が困難になることがあります。
流動性リスク	組入資産の市場規模や取引量が少ない状況において、直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、ファンドの基準価額の下落要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

投資リスク

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。

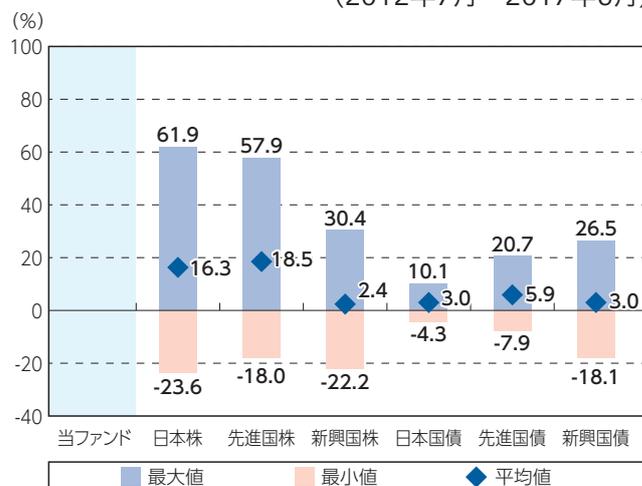
《参考情報》

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

当ファンドは、2017年8月31日より運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2012年7月～2017年6月)



※上記の分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。また、本ファンドは設定から1年経過していないため、年間騰落率を表示できません。

※「当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。ただし、当ファンドの運用は、2017年8月31日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。なお、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

《代表的な資産クラスの指数》

- 日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株……S&P先進国総合指数(除く日本、配当込み、円ベース)
- 新興国株……S&P新興国総合指数(配当込み、円ベース)
- 日本国債……シティ日本国債インデックス
- 先進国債……シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債……シティ新興国市場国債(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

《著作権等について》

東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標又は標章に関するすべての権利は(株東京証券取引所)が有しています。なお、本商品は、(株東京証券取引所)により提供、保証又は販売されるものではなく、(株東京証券取引所)は、本商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

S&P先進国総合指数(除く日本、配当込み、円ベース)は、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、S&P先進国総合指数の出典はブルームバーグです。

S&P新興国総合指数(配当込み、円ベース)は、S&P新興国総合指数(配当込み、USドルベース)を円換算したものです。世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、S&P新興国総合指数の出典はブルームバーグです。

シティ日本国債インデックス、シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)、および、シティ新興国市場国債インデックス(円ベース)は、Citigroup Index LLC(以下CitiIndex)により開発、算出および公表されている債券インデックスです。CitiIndexまたはその関連会社は、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、CitiIndexは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はCitiIndexに帰属します。

運用実績

当ファンドは、2017年8月31日より運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※運用実績については、別途運用レポートを開示する予定であり、表紙に記載の委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からのお支払いとなります。
購入・換金申込受付不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日にあたる場合には、購入・換金の受付を行いません。
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。なお、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。
購入の申込期間	当初申込期間：平成29年8月17日(木曜日)～平成29年8月30日(水曜日) 継続申込期間：平成29年8月31日(木曜日)～平成30年11月30日(金曜日) ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)の申込の受付を中止すること及びすでに受付けた購入・換金(解約)の申込の受付を取消す場合があります。
信託期間	無期限(設定日：平成29年8月31日)
繰上償還	次の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・ファンドの受益権の口数が10億口を下回るようになった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき また、ファンドが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させます。
決算日	毎年8月30日(休業日の場合は翌営業日)※初回決算は平成30年8月30日です。
収益分配	毎年8月30日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。分配金は決算日から起算して5営業日までにお支払いします。 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	当初申込期間：1,000億円 継続申込期間：5,000億円
公告	委託会社が投資者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。
運用報告書	毎年8月の決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社より交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合には、変更となる場合があります。

手続・手数料等

ファンドの費用

●投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 2.16% (税抜2.00%) を上限 として販売会社が独自に定める率を乗じた額とします。	購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等の対価として、販売会社が受け取るものです。
信託財産留保額	かかりません。	

●投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に 年0.5184% (税抜:年0.480%) を乗じて得た金額とします。運用管理費用(信託報酬)の配分は下記の通りとします。当該報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。			
	運用管理費用 (信託報酬)	年0.5184% (税抜:年0.480%)	信託報酬 = 保有期間中の日々の純資産総額×信託報酬率(年率)	
	内 訳	委託会社	年0.351% (税抜:年0.325%)	ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価
		販売会社	年0.1404% (税抜:年0.130%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
		受託会社	年0.027% (税抜:年0.025%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
投資対象 ファンド*1	年0.011%程度	投資対象ファンドの管理報酬等		
実質的な負担*2	年0.529%程度	—		
その他の費用 及び手数料	ファンドの監査費用、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等(有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等)が信託財産から差引かれます。なお、これらの費用は、監査費用を除き、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。			

*1 運用の委託先であるピムコジャパンリミテッドが受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、毎年2月および8月ならびに信託終了のとき支払われるものとし、その報酬額は、信託財産に属する外国投資信託受益証券の時価総額の日々の平均値に、年0.32%以内の率を乗じて得た額とします。

*2 受益者が実質的に負担する信託報酬率(年率)は、投資対象とする投資信託証券の組み入れ比率等などにより変動します。

※当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税 [*] 及び地方税	配当所得として課税 普通配当金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税 [*] 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※復興特別所得税を含みます。

- ・ 上記は、平成29年6月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・ 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生ずる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・ 法人の場合は上記とは異なります。
- ・ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

